

事業所における自己評価結果(公表)

討議年月日:令和 6年 3月 29日

事業所名 岩倉市子ども発達支援施設あゆみの家

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	5		部屋を間仕切りでわけることで、体を動かす空間と座って遊ぶ空間と分けて過ごせている。	
	2	職員の配置数は適切である	5			
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	5		門から玄関はスロープになっている。廊下に手すりがある。チラシや情報誌は一か所に掲示している。	
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	5		定期的に玩具の消毒や整理をして、取り出しやすく、片付けやすくしている。	冬場のトイレは冷えるので、ヒーターを使用する。
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	5		目標管理の実施。その都度疑問に感じたことは話し合い、全職員で見直し、対応する。	
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	5			評価を受け止め改善に努めていく。
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	5			
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		5		
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	5		療育支援事業の研修や保育士研修、虐待研修など積極的に参加し、職員間で共有している。	
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	5		保健センターからの情報や専門機関からの情報を得て、課題を立てている。	
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	5		発達支援ツールを利用している。	
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	5		できる、わかることを手立てに家庭や地域社会での生活に活かせるように本人支援をしている。家族参観日や運動会には家族皆さんに来ていただき、親子の様子を見てもらったり、両親懇談を行い家族の理解を深め、日々の子育てをねぎらい支援する。	5領域を踏まえて支援計画をたてる。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	5			
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	5		毎月活動を全保育士で立案している。	
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	5		季節に合わせた行事を組み立てている。	
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成している	5		個別の活動は保護者とのあそびや専門療育を主体とし、集団活動は場面で分かるような工夫をしている。	
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	5		毎朝打ち合わせをし、その日の子どもに合わせて療育を組み立てている。	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	5		日々共有することを重視している。	
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	5		一人ひとりの姿を記録し、職員で共有し、明日への支援の改善につなげている。	
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	5		懇談会を年3回行っている。年4回の個別支援計画を作っている。	

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	5			
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	5		保健センターとの連携を密にしている。	
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている				
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	5		年度初めに保育園、幼稚園、認定こども園と情報共有と相互理解を図っている。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	5		障害児等療育支援事業に参加し、情報共有、相互理解を図っている。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	5		愛知県医療療育センター、こども発達支援センターと連携し助言や研修を受けている。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	5		希望者は公立の保育園に保護者と交流に行っている。	
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	5			
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	5		子どものわかる瞬間、やろうとした瞬間を保護者と共有し、成長を確かめ合っている。	
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	5		母親教室を毎月開催して、子どもの特性を理解し、子育てへのヒントとなるよう支援している。OB保護者が来所してくれるので相談にのってもらっている。	
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	5			
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	5		個別支援計画書を示し説明をし、保護者に同意を得てサインをもらっている。	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	5		年3回懇談会を設けるとともに、随時相談に応じている。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	5		父母の会の会長を中心に保護者同士で交流する場・時間を保障している。	
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	5		保護者からの相談や申し入れには迅速に対応するように努めている。場合によっては、職員が聞いて一人で応えず、職員間で確認し返事をするようにしている	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	5		月に一回あゆみだよりを発信にしている。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	5		書類は鍵のかかる書棚に保管している。	
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	5		言葉だけでなく、絵表示や文面でも伝えるようにしている。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	5			

非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	5			感染症及び食中毒の予防及びまん延防止委員会の設置をし、職員や保護者に周知する。定期的な訓練の実施をする。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	5		毎月緊急時(地震・火事・不審者等)を想定し、避難訓練を行っている。	
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	5			
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	5			
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	5		毎日ヒヤリハットのチェック表で振り返り職員間で共有し、危険があれば改善するようにしている。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	5			虐待防止及び身体拘束適正化委員会を設置し、意義を周知し、適切に対応する。定期的に研修に参加し、職員間で報告し共有する。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している		5	身体拘束は行いません。行う場合は保護者の同意を得て記録に残すようにする。	虐待防止及び身体拘束適正化委員会を設置し、意義を周知し、適切に対応する。定期的に研修に参加し、職員間で報告し共有する。

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。